



	千葉労働局雇用均等室		
担	室	長	松原 亜矢子
当	室	長 補 佐	荒井 直子
	電 話	0 4 3 - 2 2 1 - 2 3 0 7	

平成 23 年 4 月 1 日から、従業員 101 ~ 300 人の企業は、
 一般事業主行動計画の策定・届出等が義務化されます。
行動計画の策定・届出状況及び今後の事業主支援について
 ~ 義務化まで 1 ヶ月です！ ~

平成 23 年 4 月 1 日から、改正次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出及び公表・従業員への周知の義務が、これまでの従業員 301 人以上の企業に加え、従業員 101 人以上の企業に拡大されます。行動計画を策定した企業は、千葉労働局雇用均等室への届出が必要です。

4 月に向けて、千葉労働局管内で義務化拡大の対象となる従業員 101 ~ 300 人の企業の最新の行動計画策定・届出状況を公表します。

また、行動計画の策定・届出等が急がれる中、行動計画の策定・届出等がまだお済でない事業主を対象とする相談会についてお知らせします。

1 101 ~ 300 人の企業の一般事業主行動計画の策定・届出状況

(平成 23 年 2 月 25 日時点の数値)

常時雇用労働者 101 ~ 300 人の企業数 **8 1 2 社**

うち一般事業主行動計画届出企業数 **1 4 1 社**

一般事業主行動計画届出率 **1 7 . 4 %**

< 参 考 > 全国の状況 (平成 23 年 1 月末の数値) (資料 1)

常時雇用労働者 101 ~ 300 人の企業数 3 5 , 6 9 3 社

うち一般事業主行動計画届出企業数 6 , 5 0 9 社

一般事業主行動計画届出率 1 8 . 2 %

2 今後の事業主への支援

(1) 一般事業主行動計画策定相談会(資料2)

千葉労働局雇用均等室担当官が、行動計画策定等に係る個別相談を随時受付。
希望により担当官の訪問による相談も可。相談にあたっては、事前予約が必要。

実施日程 平成23年3月31日(木)まで 受付時間：9：00～17：00

場 所 千葉労働局雇用均等室

(千葉市中央区中央4-11-1千葉第2地方合同庁舎3階)

問い合わせ等：千葉労働局雇用均等室(:043(221)2307)

(2) 一般事業主行動計画策定支援 無料相談会(資料3):千葉県主催、千葉労働局後援 千葉県内各地で千葉県両立支援アドバイザー(社会保険労務士)による行動 計画策定の支援を実施。事前の参加申し込みが必要。

実施日程・場所

千葉：	3月17日(木)	13：00～17：00	千葉商工会議所
	3月23日(水)	13：00～17：00	同上
船橋：	3月14日(月)	13：00～17：00	船橋商工会議所
	3月22日(火)	13：00～17：00	同上
柏：	3月18日(金)	13：00～17：00	柏商工会議所
成田：	3月23日(水)	13：00～17：00	成田商工会議所
市原：	3月18日(金)	13：00～17：00	市原商工会議所

問い合わせ等：千葉県商工労働部雇用労働課 雇用就労支援室

(:043(223)2741)

(添付資料)

資料1 千葉労働局における「一般事業主行動計画策定届」の届出状況
(平成23年1月末数値、全規模)

資料2 「一般事業主行動計画」の策定・届出、公表・周知が義務になります！！

資料3 無料相談会のご案内(千葉県主催、千葉労働局後援)

資料4 「一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知が義務となります！！」

(リーフレット) http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/houdou/houdou191_1.pdf

次世代育成支援対策推進法とは？

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を国や地方公共団体・企業が一体となって進めるために制定された法律です。

現在は、この法律に基づき、常時301人以上の労働者を雇用する企業等は、「一般事業主行動計画」を策定し、策定した旨を都道府県労働局(雇用均等室)に届け出ることが義務となり、雇用する労働者が300人以下の企業等は努力義務となっています。

「一般事業主行動計画」とは？

企業が、子育てをしている労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などの取組を行うために策定する、以下の3つの事項が含まれている計画のことを指します。

計 画 期 間	経済社会環境の変化や労働者のニーズ等も踏まえて策定するためには、1回の計画期間を2～5年間で設定することが望ましく、平成17年4月1日～平成27年3月31日までの10年間に集中的かつ計画的に取組むこととなっています。
目 標	関係法令で定められている最低基準を上回っており、現状から一歩でも二歩でも進んだものであれば、各企業で自由に決定できます。
目標達成のための 対策とその実施時期	目標達成のために、いつまでに、どのようなことに取組むかを具体的に記述するものです。

千葉労働局における「一般事業主行動計画策定届」の届出状況

(平成 23 年 1 月末現在、()内は全国の状況)

301人以上企業

届出企業数 356社 (13,206社)

【301人以上企業数 363社】(【14,063社】)

届出率 98.1% (93.9%)

101人以上300人以下企業

届出企業数 113社 (6,509社)

【101人以上300人以下企業数 812社】(【35,693社】)

届出率 13.9% (18.2%)

100人以下企業

届出企業数 329社 (23,311社)

合 計 (~)

届出企業数 798社 (43,026社)

従業員が 101 ~ 300 人の企業の方へ 「一般事業主行動計画」の策定・届出、公表・周知 が義務となります！！

千葉労働局雇用均等室

平成 23 年 4 月 1 日より次世代育成支援対策推進法が改正され、101 人以上 300 人以下の労働者（ ）を雇用する事業主に仕事と子育ての両立を図るための「一般事業主行動計画」の策定・届出、労働者への周知・公表が義務づけられます。（労働者：期間の定めなく雇用されている者、過去 1 年以上雇用されている者、雇い入れの時から 1 年以上引き続き雇用されると見込まれる者。）

「一般事業主行動計画」は、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたっての計画です。具体的には、計画期間、目標、目標の達成のための対策とその実施時期を任意の様式で策定していただきます。「一般事業主行動計画」の策定例として、モデル行動計画を厚生労働省のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。（以下の関連資料参照）

平成 23 年 4 月 1 日からは義務づけとなりますので、早めの準備をお願いいたします。当室では、「一般事業主行動計画」を策定される事業主の皆様へ以下の支援を行いますのでご利用ください。

1 一般事業主行動計画策定相談会

実施時間	平成 23 年 3 月 31 日まで 受付時間：9：00～17：00
場 所	千葉労働局雇用均等室（千葉市中央区中央 4-11-1） ご来局でも、またはご要望にて担当官が御社にお伺いいたします。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・相談にあたっては、事前にご予約ください。 ・民間のノウハウを活用したコンサルティングを希望される場合は、当局が一般事業主行動計画策定等支援事業を委託しております(株)ちばぎん総合研究所にご相談いただくことも可能です。

2 一般事業主行動計画を策定・届出等するための関連資料

モデル行動計画

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html#dl_01

一般事業主行動計画策定・変更届（届出様式）

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html#dl_01

両立支援のひろば（公表用サイト）

<http://www.ryouritsushien.jp/>

一般事業主行動計画を策定し、くるみんマークを目指しましょう！！（パンフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dl/kurumin.pdf>

以上の資料に千葉労働局ホームページ上からアクセスできますので、ご活用ください。

[\(http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/\)](http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/)

連絡先	千葉労働局雇用均等室（Tel.043 - 221 - 2307）担当：高橋、大関、荒井
------------	--

一般事業主行動計画の策定がまだお済みでない企業の皆様へ

無料相談会のご案内

主催 / 千葉県 後援 / 千葉労働局

次世代育成支援対策推進法の改正により、従業員 101 人以上 300 人以下の企業は一般事業主行動計画の策定・公表等が新たに義務付けになります。(平成 23 年 4 月 1 日から)

そこで、「まだ計画の策定が済んでいない。」という企業の皆様を対象に、県内各地で「一般事業主行動計画策定支援 無料相談会」を開催します。

それぞれの会社の現状やニーズに合った計画が策定できるように、千葉県両立支援アドバイザー(社会保険労務士)がお手伝いしますので、ぜひご参加ください。

子育て中の社員はあまりいないのですが…

計画目標は何にしたらいいのでしょうか？



社員の皆さんは、どんな働き方を望んでいますか？

女性だけではなく、全ての社員が働きやすい職場環境をめざしましょう

開催地域	開催日程	会場
千葉会場	3月17日(木) 13時~17時	千葉商工会議所 第2ホールC
	3月23日(水) 13時~17時	千葉商工会議所 小会議室
船橋会場	3月14日(月) 13時~17時	船橋商工会議所 303 会議室
	3月22日(火) 13時~17時	船橋商工会議所 303 会議室
柏会場	3月18日(金) 13時~17時	柏商工会議所 506 会議室
成田会場	3月23日(水) 13時~17時	成田商工会議所 第3研修室
市原会場	3月18日(金) 13時~17時	市原商工会議所 小会議室

1社当たりの相談時間は約2時間です。

参加申込み・お問い合わせ 千葉県商工労働部雇用労働課 雇用就労支援室

電話 043-223-2741 (電話先着順です。申込みはお早めに！)